

県教委学事課、先読み加配の詳細「対象の期間・職種・校種」を説明



未配置解消のための施策、私たちの運動で大きく前進!!

小中学校では、令和6年度から先読み加配の対象期間は4月2日～7月31日、すべての職員が対象に!

11月30日(木)、「産休・育休代替教職員の安定的確保のための対応(先読み加配)の見直しについて」県教育委員会学事課は兵庫教組・兵庫高教組に内容の説明を行いました。先日の確定交渉で最終合意した先読み加配の「要件緩和と制度拡充」が正式に2024年4月から実施できるように準備が進められています。この見直しは、昨年までは対象期間が「5月1日～7月31日」、対象職種は「教諭・養護教諭・栄養教諭」であったのが、「4月に産育休に入る方」も「事務職員」も対象となるととても大きな見直しです。昨年、文科省が制度として立ち上げた先読み加配を私たちの強い要求で大きく前進させたこととなります。今後はさらに期間を「9月10月まで」と拡充していくことが求められます。見直しの詳細は以下の通りです。折衝の重要なやりとりは裏面掲載

「産休・育休代替教職員の安定的確保のため対応(先読み加配)の見直しについて」

1 見直しの概要

(1) 対象職種の拡充

事務職員を追加する。

(2) 対象期間の拡充

4月2日～7月31日までに、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(産休法)又は地方公務員の育児休業に関する法律(育休法)に基づき休暇等入りする教職員の代替教職員に適用する。

(3) 補助教員配置の見直し

補助教員配当要領に基づく配置にあたり、産・育休代替教職員の安定的確保のための対応(先読み加配)による加配教職員の配置が重複する場合、原則、先読み加配による加配教職員を配置する。

ただし、やむを得ず必要となる場合においては、協議により補助教員との重複配置も可能とする。

2 実施期間

令和6年4月1日から実施



この見直しにより、2024年度から先読み加配は次のように変わります。

令和6年度の産休・育休代替教職員の安定的確保のための対応(先読み加配)

1 対象校種

- (1) 小中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)
- (2) 特別支援学校(全学部・専攻科含む)
- (3) 高等学校(中等教育学校の後期課程、専攻科含む)

2 対象職種

- (1) 教諭
- (2) 養護教諭
- (3) 栄養教諭・栄養職員
- (4) 事務職員

3 配当期間

4月1日から女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(産休法)又は地方公務員の育児休業に関する法律(育休法)に基づき休暇等入りする間

4 要件

(1) 対象期間

4月2日～7月31日までに、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(産休法)又は地方公務員の育児休業に関する法律(育休法)に基づき休暇等入りする教職員の代替教職員を配当する場合(参考:4月1日は先読み日がないため対象外。4月2日から1日の先読み日が発生)

(2) 加配事由

別表の通り

加配事由に沿った指導を行うものとし、加配事由がある場合は、校務分掌等に位置づけるなど明確にしておくこと。

※裏面に別表と学事課との折衝の詳細

(別 表)

校種		職種	加配事由
小中学校		教諭	少人数指導、T T 指導
		養護教諭	健康教育の充実、保健管理の強化
		栄養教諭	職に関する指導、学校給食の管理
		事務職員	校務・業務の効率化及び情報化の推進、学校運営の改善につながる事務軽減
特別支援学校	小中学部を有する学校	教諭(小中学部)	教育相談
		教諭(以外)	加配事由なし
		養護教諭	健康教育の充実、保健管理の強化
		栄養教諭	職に関する指導、学校給食の管理
		事務職員	校務・業務の効率化及び情報化の推進、学校運営の改善につながる事務軽減
	上記以外	対象全職種	加配事由なし
高等学校		対象全職種	加配事由なし

学事課との折衝

○兵庫教組 ●学事課

○補助教員制度の見直しについて確認したい。「ただし、やむを得ず必要となる場合においては、協議により補助教員との重複配置も可能とする。」ということは、補助教員制度は残り、個別の対応はあるということではないか。

●その通りです。

○昨年の交渉で「令和5年度の申請状況で補助教員制度の見直しについて判断する」ということだったが、重複の申請は実際にどれくらいあったのか。

●実は、令和5年度は0件でした。おそらく各学校でこの制度をうまく工夫して運用をされたのだと思います。先読み加配の方が学級担任になり、産育休の対象者が加配とされる運用が多かったのではないかと考えています。

○2学期以降の補助教員制度は従来と変更なしでいいな。

●そのこともあり、制度自体は残しています。変更ありません。

○加配事由についてはどうか。

●ここは昨年までと変わっていません。養護教諭、栄養教諭、事務職員(来年度から)は加配事由を明記していますが、現場ではお二人で仕事をしていただいているものと思っています。国の制度加配ですので、分掌上の位置づけのことを明確にしておく必要があるということです。小中学校の教諭の方も含めて、うまく運用していただきたいと思っています。

○対象の期間が4月2日~になったことについて確認したい。4月1日から産育休に入られる方はこの制度の対象にしくなくても4月1日から代替が配置されるという理解でいいか。

●その通りです。令和6年度先の先読み加配の参考のところにも書いてありますが、4月1日からの方には先読み日がありません。4月2日~の方で1日のみ先読み日ができるので、この表現にさせていただきました。実際には4月は全てカバーされているということになります。

○常勤の臨時教職員・男性の育児休業取得者も対象ということではないか。

●その部分も、昨年度と同様で対象です。

○ようやく、この制度もここまで来たかという思いでいっぱいである。高校現場では実習教員や寄宿舎指導員の方がまだ対象になっていない。京都府がすべての職種を対象にした先読み加配を行っている。さらに、要件の緩和や制度拡充を求めている。

2023年度ひょうご教育のつどい in 加古川

全ての子どもに学ぶ喜びと明日への希望をはぐくむ教育を ~子ども・保護者参加の地域に根ざした学校づくりを~

■日時 1月20日(土)全体会 21日(日)教科別・問題別分科会

■会場 加古川市総合文化センター (JR東加古川駅北)

■全体会 文化行事 13:30~ 笑舞 ~ 東はりまチャンゴサークル (韓国舞踊)

■記念講演 14:10~ せやろがいおじさん (榎森 耕助さん)

「おーい、みんな聞いてよ! マスコミが伝えない先生の働き方・政治・平和・沖縄など」

